

1 社随意契約する理由

工 事 名	特下朝第4号 大行マンホールポンプ分解整備工事
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による</p> <p>(緊急)</p> <p>この工事は故障したNo. 1マンホールポンプの2号機ポンプを分解整備する工事であります。</p> <p>メカニカルシールが劣化してポンプ内に汚水が流入しており、このまま運転をするとポンプ本体の故障の恐れがあるため、現在1号機1台での運転となっています。もう1台のポンプが故障するとバキューム車対応では間に合わなくなり、ポンプ層内から汚水流出事故につながるおそれがあるため早急に分解整備を行い2台交互運転に復旧する必要があります。</p> <p>以上の理由から本工事は緊急度の非常に高いものであるため、同箇所を長きにわたり維持管理し、現場状況を把握しており、故障箇所を既に特定し、同箇所の分解整備方法を確立している下記業者ならば早急に工事完了することが期待できるため、入札に依らず1社随意契約を締結するものである。</p>
随意契約の相手方	村上市上片町2番19号 株式会社 平山電気商会 代表取締役 小田 永人